

宗像市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する
規則

宗像市教育委員会事務局組織規則（平成15年宗像市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条の表課等の部中

「

室長	室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
----	-----------------------

」

を

「

室長	室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
主幹指導主事	学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に係る事務に従事する。
指導主事	上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に係る事務に従事する。
社会教育主事	上司の命を受け、社会教育に関する専門的及び技術的な事項を指導し、助言する。

」

に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

宗像市教育委員会事務局組織規則新旧対照表

改正案			現行		
(役付職及びその職務) 第4条 略			(役付職及びその職務) 第4条 略		
組織	職名	職務	組織	職名	職務
略	略	略	略	略	略
課等	略	略	課等	略	略
	室長	室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		室長	室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	主幹指導主事	学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に係る事務に従事する。			
	指導主事	上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に係る事務に従事する。			
	社会教育主事	上司の命を受け、社会教育に関する専門的及び技術的な事項を指導し、助言する。			
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略